

# 千葉県報

定例  
令和7年11月21日

第14095号

主  
要  
目  
次

特定計量器の定期検査の実施  
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅

道路の供用開始

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定  
土地区画整理事業の換地処分

公  
告  
指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及  
び調書の縦覧

特定開発行為の対策工事等の完了  
監査委員公告  
監査結果の公表  
入札公告（二件）

告  
示  
千葉県告示第五百八十二号

千葉県告示第五百八十二号 第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日

千葉県知事 熊谷俊人

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

香取郡多古町役場	香取郡多古町多古五八四番地	番地	香取郡神崎町神崎本宿一六三	検査場所	検査期日	検査区域
香取郡多古町役場	香取郡多古町多古五八四番地	番地	香取郡神崎町神崎本宿一六三	検査場所	令和八年三月三日	香取郡多
香取郡多古町役場	香取郡多古町多古五八四番地	番地	香取郡神崎町神崎本宿一六三	検査場所	令和八年二月十七日	崎町
香取郡多古町役場	香取郡多古町多古五八四番地	番地	香取郡神崎町神崎本宿一六三	検査場所	令和八年二月十七日	古町

香取郡東庄町	令和八年二月十八日	リ
香取郡東庄町	令和八年一月二十日	リ
香取郡東庄町	令和八年一月二十一日	リ

備考

一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。

二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかつた者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第五百八十三号  
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区については令和三年十一月十九日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和七年十一月十八日付けで消滅した。

令和七年十一月二十一日

市川市加入区

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、令和七年十一月二十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和七年十一月二十一日から三週間、縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第五百八十五号	千葉県告示第五百八十五号	千葉県告示第五百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第

五十七号) 第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和7年11月21日

千葉県知事 熊谷俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
夏見一〇	船橋市夏見三丁目及び夏見二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
夏見一一	船橋市夏見三丁目及び北本町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
夏見一二	船橋市夏見二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海神五	船橋市海神三丁目及び海神四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海神六	船橋市海神四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三山一	船橋市三山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三山二	船橋市三山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三山三	船橋市三山二丁目及び三山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三山四	船橋市三山二丁目、三山四丁目及び田喜野井二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三山五	船橋市三山二丁目及び三山四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三山六	船橋市三山九丁目及び習志野市実穂六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田喜野井五	船橋市田喜野井三丁目及び三山四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田喜野井六	船橋市田喜野井一丁目及び前原東六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田喜野井七	船橋市田喜野井一丁目及び前原東六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

前原東二	前原西七	前原西六	前原西五	前原西四	前原西三	西習志野一	駿河台四	芝山一〇	芝山九	芝山八	芝山七	田喜野井九	田喜野井八	区域
船橋市前原東五丁目の区域のうち、	船橋市前原西六丁目及び飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西一丁目、前原西二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西四丁目及び東船橋三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市駿河台一丁目、西習志野一丁目、飯山満町三丁目、七林町、芝山六丁目及び習志野台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市駿河台一丁目、東町及び飯山満町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市芝山五丁目及び芝山七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市芝山四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市芝山三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市田喜野井四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市藤崎三丁目及び藤崎四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	
区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

前原東三	前原東四	中野木三	滝台一	船橋市前原東六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
飯山満町一五	飯山満町一四	飯山満町一三	飯山満町一二	飯山満町一一
船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市飯山満町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市飯山満町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市飯山満町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市中野木二丁目、前原西六丁目及び飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

夏見一二	海神五	海神六	三山四	三山五	三山六	田喜野井六	田喜野井七	田喜野井八	田喜野井九	芝山八	芝山一〇	の図面に示す区域
船橋市夏見二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市海神三丁目及び海神四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市海神四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市三山二丁目、三山四丁目及び田喜野井二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市三山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市三山九丁目及び習志野市実糲六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市田喜野井一丁目及び前原東六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市田喜野井二丁目並びに習志野市藤崎三丁目及び藤崎四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市田喜野井三丁目及び船橋市田喜野井四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市芝山三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市芝山五丁目及び芝山七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	

駿河台四	西習志野一	前原西三	前原西四	前原西五	前原西七	前原東二	前原東三	前原東四	中野木三	の図面に示す区域
船橋市駿河台一丁目、東町及び飯山満町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市西習志野三丁目、西習志野一丁目、飯山満町三丁目、七林町、芝山六丁目及び習志野台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西四丁目及び東船橋市前原西四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西四丁目及び東船橋市前原西四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西四丁目及び東船橋市前原西四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西四丁目及び東船橋市前原西四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原東五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原東六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原東六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原東六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり



千葉県知事 熊谷俊人		令和7年11月21日(金曜日)
一 届出事項		
1 発起人の住所及び氏名 鴨川市磯村一三七番地二 鴨川市漁業協同組合 鴨川市前原九三番地二 岡崎 良平 鴨川市貝渚三、二二九番地一 庄司 啓一		
2 加入区 鴨川加入区		
3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 鴨川市漁業協同組合		
二 指定漁船調書の縦覧		
1 縦覧期間 令和七年十一月二十一日から十一月五日まで		
2 縦覧場所 鴨川市漁業協同組合		
その三		
一 届出事項		
1 発起人の住所及び氏名 鴨川市天津一、九六四番地三 吉野 光晴 鴨川市浜荻一、五四〇番地一 滝口 繁男 鴨川市小湊二二二番地二 斎藤 御津久 加入区 天津小湊加入区		
3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 東安房漁業協同組合		
二 指定漁船調書の縦覧		
1 縦覧期間 令和七年十一月二十一日から十一月五日まで		
2 縦覧場所 東安房漁業協同組合		
特定開発行為の対策工事等の完了 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十八条第二項の規定により、次の特定開発行為の対策工事等が完了したので、検査済証を交付した。 令和七年十一月二十一日		
監査結果の公表 令和七年九月一日から同年十月三十一日までに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第一項、第二項及び第七項の規定により監査した結果を別冊のとおり公表する。		
令和七年十一月二十一日		
千葉県監査委員 小倉 明 浩 明 千葉県監査委員 川口 明 浩 明 千葉県監査委員 實川 隆 千葉県監査委員 坂下 しげき		
特 定 調 達 公 告		
この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 入札公告		
次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年11月21日		
1 入札に付する事項 (1) 購入等件名及び予定数量 印旛沼流域下水道焼却灰の処理業務委託 2,800ト (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。 (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (4) 履行場所 ア 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 印旛沼流域下水道花見川終末処理場内 イ 千葉市美浜区豊砂7番地 印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場内		

<p>(5) 入札方法 入札金額は、単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 入札に参加できる形態は、単独業者又は収集運搬に係る業務を行う者と処分に係る業務を行う者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）とする。</p> <p>ア 単独業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づく産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有する者（以下「廃掃法に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業者」とする。）による。</p> <p>イ グループ業者は、委託業務のうち収集運搬に係る業務を行う一又は二以上の者（以下「廃掃法に基づく産業廃棄物処分業の許可を有する者（以下「処分業者」という。）」）により結成され、処分業者を代表者とする者とする。</p> <p>ウ グループ業者の各構成員は、他のグループ業者の構成員として、又は単独業者としてこの入札に参加することができない。</p> <p>(7) 入札参加者は、仕様書に定めるところにより、発生した焼却灰の契約量を再生することができる施設を有するとともに、収集運搬することができる体制を確保している者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先</p>	<p>261-0012 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 千葉県印旛沼下水道事務所 総務用地課 電話043（279）1231</p>
<p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-epbis.supercals.jp/portalPublic/">https://www.chiba-epbis.supercals.jp/portalPublic/</a></p>	<p>(3) 入札説明書の交付期間 令和7年11月21日から12月5日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで</p>
<p>(4) 入札書の提出期限</p>	<p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和8年1月9日午後5時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和8年1月9日午後5時</p>
<p>(5) 開札の日時及び場所 令和8年1月13日午前10時30分 千葉県印旛沼下水道事務所4階入札室</p>	<p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p>
<p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。 (2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（小数第5位以下を切り捨てるものとする。）とする。</p>	<p>5 低入札価格調査</p>
<p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。 (2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p>	<p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p>
<p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p>	<p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないと認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。</p>
<p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p>	<p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p>

<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県流域下水道事業財務規則（令和2年千葉県規則第34号）第120条の規定によりその例によることとされる千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「例による財務規則」という。）第107条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 例による財務規則第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間ににおいて、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和7年12月5日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和7年12月5日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に關する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、例による財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和8年度流域下水道事業会計予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させ</p>	<p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p>
<p>7 Summary</p>	<p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Loading, transportation and processing of incinerated ash generated by Inbanuma Regional Sewerage System; Estimated amount of incinerated ash 2,800 tons</p>
<p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 9 Janurary, 2026</p>	<p>(3) Contact point for the notice: Inbanuma Sewerage Office, Chiba Prefectural Government, 8-24-1 Isobe, Mihamachi, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 261-0012 Japan TEL 043-279-1231</p>
<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び予定数量</p> <p>① 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキ等の処理業務委託 12,100トン ② 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その1) 10,250トン ③ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その2) 3,900トン ④ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その3) 5,550トン ⑤ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その4) 3,000トン ⑥ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その5) 1,290トン ⑦ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その6) 1,450トン ⑧ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その7) 1,000トン ⑨ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その8) 3,000トン ⑩ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その9) 1,180トン ⑪ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託 (その10) 1,180トン</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 (1) の案件ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、(1) の案件ごとにそれぞれの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札</p>	<p>る。</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Loading, transportation and processing of incinerated ash generated by Inbanuma Regional Sewerage System; Estimated amount of incinerated ash 2,800 tons</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 9 Janurary, 2026</p> <p>(3) Contact point for the notice: Inbanuma Sewerage Office, Chiba Prefectural Government, 8-24-1 Isobe, Mihamachi, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 261-0012 Japan TEL 043-279-1231</p>

<p>書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 入札に参加できる形態は、単独業者又は収集運搬に係る業務を行う者と処分に係る業務を行う者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）とする。ア 単独業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づく産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有する者の中、当該許可に係る事業の範囲に、1（1）①から⑨までについては汚泥を含む者、1（1）⑩及び⑪についてはばいじんを含む者とする。</p> <p>イ グループ業者は、委託業務のうち収集運搬に係る業務を行う一又は二以上の者（廃掃法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者の中当該許可に係る事業の範囲に、1（1）①から⑨までについては汚泥を含む者、1（1）⑩及び⑪についてはばいじんを含む者に限る。）及び委託業務のうち処分に係る業務を行う一の者（廃掃法に基づく産業廃棄物処分業の許可を有する者の中当該許可に係る事業の範囲に、1（1）①から⑨までについては汚泥を含む者、1（1）⑩及び⑪についてはばいじんを含む者に限る。）により結成され、処分業者を代表者とする者とする。</p> <p>ウ 1（1）の案件ごとにいて、グループ業者の各構成員は、同じ案件の他のグループ業者の構成員として、又は単独業者としてこの入札に参加することができない。</p> <p>(7) 入札参加者は、仕様書に定めるところにより、発生した脱水ケーキ等の契約量を、1（1）①については再生することができる施設又は埋立処分することができる施設（脱水ケーキ及びし渣の部分に限る。）及び埋立処分することができる施設（沈砂の部分に限る。）、1（1）②から④まで及び⑦については再生することができる施設又は再生するものとして処分することができる施設、1（1）⑤</p>
<p>3 入札書の提出場所等</p>
<p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び開合せ先 〒272-0137 市川市福栄四丁目32番2号 千葉県江戸川下水道事務所総務用</p>
<p>地課 電話047（397）63330</p>
<p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-e-publics.supercals.jp/portalPublic/">https://www.chiba-e-publics.supercals.jp/portalPublic/</a></p>
<p>(3) 入札説明書の交付期間 令和7年11月21日から12月5日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで</p>
<p>(4) 入札書の提出期限</p>
<p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和8年1月9日午後5時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和8年1月9日午後5時</p>
<p>(5) 開札の日時及び場所 1（1）の案件ごとに次のとおりとする。</p>
<p>① 令和8年1月13日午前9時30分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
<p>② 令和8年1月13日午前10時30分 千葉県江戸川下水道事務所第一会議室</p>
<p>③ 令和8年1月13日午前11時30分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
<p>④ 令和8年1月13日午前10時30分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
<p>⑤ 令和8年1月13日午前11時 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
<p>⑥ 令和8年1月13日午前11時30分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
<p>⑦ 令和8年1月13日午後1時30分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
<p>⑧ 令和8年1月13日午後2時 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
<p>⑨ 令和8年1月13日午後2時30分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
<p>⑩ 令和8年1月13日午後3時30分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
<p>⑪ 令和8年1月13日午後4時 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
<p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p>
<p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p>
<p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（小数第5位以下を切り捨てるものとする。）とする。</p>
<p>5 低入札価格調査</p>
<p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p>

<p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないと認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>県 6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>概 イ 契約保証金 千葉県流域下水道事業財務規則（令和2年千葉県規則第34号）第120条の規定によりその例によることとされる千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則）第99条の規定によるものとする。</p> <p>ト (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和7年12月5日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札</p>	<p>に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和7年12月5日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、例による財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p>
<p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required:</p> <p>① Loading, transportation and processing of sludge and the others generated by Edogawa Regional Sewerage System; Estimated amount of sludge 12,100 tons</p> <p>② Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(I); Estimated amount of sludge 10,250 tons</p> <p>③ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(II); Estimated amount of sludge 3,900 tons</p> <p>④ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(III); Estimated amount of sludge 5,550 tons</p> <p>⑤ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(IV); Estimated amount of sludge 3,000 tons</p> <p>⑥ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(V); Estimated amount of sludge 1,290 tons</p> <p>⑦ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(VI); Estimated amount of sludge 1,450 tons</p> <p>⑧ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(VII); Estimated amount of sludge 1,000 tons</p> <p>⑨ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(VIII); Estimated amount of sludge 3,000 tons</p> <p>⑩ Loading, transportation and processing of incinerated ash generated by</p>	

令和 7 年 11 月 21 日 (金曜日)

千葉県報

第 14095 号

Edogawa Regional Sewerage System(II) ; Estimated amount of incinerated ash  
1,180 tons

⑪ Loading, transportation and processing of incinerated ash generated by

Edogawa Regional Sewerage System(III) ; Estimated amount of incinerated ash

1,180 tons

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 9 January, 2026

(3) Contact point for the notice: Edogawa Sewerage Office, Chiba Prefectural  
Government, 4-32-2 Hukuei, Ichikawa-shi, Chiba Prefecture, 272-0137 Japan  
TEL 047-397-6330

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

七九円

発行者

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

千葉県  
〇四三一(二二二三)二六五八